

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度	法人名						
・	・	()					
・	・						
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	各 連 結 法 人 の 計 算	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「52の①」)	20	円		
			機 械 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得連結法人の(1)の合計)	21			
			繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22			
			調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	23			
			当 期	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(23) \times \frac{20}{100}$	24		
				当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(8)の合計)	25		
			分	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(十六)「38の②」)	26		
				当 期 分 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (25) - (26)	27		
			前	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(23) \times \frac{20}{100}$	28		
				総調整前連結税額基準額の残額 (28) 又は (28) - (25)	29		
			期	繰越税額控除可能額の合計額	平 平 平 ・ ・ ・ (各連結法人の(39の①)の合計)	30	
					平 平 平 ・ ・ ・ (各連結法人の(39の②)の合計)	31	
					合 計	32	
			繰	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	平 平 平 ・ ・ ・ (別表六の二(十六)「36の②」)	33	
					平 平 平 ・ ・ ・ (別表六の二(十六)「37の②」)	34	
					合 計	35	
					当 期 分 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (32) - (35)	36	
					法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (27) + (36)	37	
			計	越	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額
	38	39			40		
算	分	平 平 平 ・ ・ ・	①	円	円		
		平 平 平 ・ ・ ・	②		外 円		
		計		(16)			
		当 期 分	(4)	(8)	外		
		合 計					
		各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算					

個 別 所 得 金 額
(個別所得金額がない場合は0)

調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額
 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$

取 得 価 額 の 合 計 額
(別表六の二(九)付表「9」の合計)

税 額 控 除 限 度 額
 $(3) \times \frac{7}{100}$

調 整 前 連 結 税 額 基 準 額
 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$

個 別 帰 属 額 基 準 額
 $(2) \times \frac{20}{100}$

法 人 税 額 基 準 額
(5)と(6)のうち少ない金額)

当 期 税 額 控 除 可 能 額
(4)と(7)のうち少ない金額)

調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額
 $(26) \times \frac{(8)}{(25)}$

当 期 分 の 特 別 控 除 額
(8) - (9)

繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額
(38)の計)

調 整 前 連 結 税 額 基 準 額
 $(29) \times \frac{(1)}{(22)}$

個 別 帰 属 額 基 準 額
 $(2) \times \frac{20}{100}$

個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額
(13) 又は (13) - (8)

法 人 税 額 基 準 額
(12)と(14)のうち少ない金額)

当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額
(11)と(15)のうち少ない金額)

調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額
 $(33) \times \frac{(39の①)}{(30)} + (34) \times \frac{(39の②)}{(31)}$

当 期 繰 越 税 額 控 除 額
(16) - (17)

当 期 分 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額
(10) + (18)

別表六の二(九) 平二十三・六・三十以後終了連結事業年度分

別表六の二(九)の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の11第2項又は第3項《中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 特定機械装置等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

(3) 特定機械装置等又は特定機械等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

3 「翌期繰越額40」の各欄の外書には、措置法第68条の15の3《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(十六)の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。